

中村慎一郎	広島市安佐南区伴東八丁目47番11号	消 除
-------	--------------------	-----

広島市佐伯区告示第5号

平成22年11月22日

下記により、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市佐伯区長 重 藤 吉 久

記

氏 名	住 民 票 の 住 所	職権処理の内容
藤原 志帆	佐伯区五日市中央五丁目11番17-402号	消 除

教育委員会規則

広島市教育委員会規則第9号

平成22年11月19日

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会
委員長 石 井 眞 治

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

（広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正）

第1条 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和42年広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第56条第2項中「高等学校に」の右に「主幹教諭、」を加え、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。

4 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

（広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正）

第2条 広島市教育委員会職員の職名に関する規則（昭和49年広島市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表県費負担教職員以外の職員の項中「副園長」の右に「主幹教諭」を加える。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第19号

平成22年11月11日

広島市教育委員会（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
委員長 石 井 眞 治

1 日 時 平成22年11月16日（火） 午後2時～

2 場 所 中区役所3階 第二会議室

3 議 題

【公開議題】

- (1) 広島特別支援学校の建設計画について
(2) 市立高等学校への主幹教諭の職の設置について

【非公開予定議題】

- (3) 平成23年度当初予算について

水道局規程

広島市水道局規程第1号

平成22年3月30日

広島市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者
広島市水道局長 飛 原 秀 登

広島市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

広島市水道給水条例施行規程（昭和38年広島市水道局規程第16号）の一部を次のように改正する。

第28条の2の次に次の1条を加える。

（日割計算）

第28条の3 条例第36条第1項の規定による月の中途において水道の使用を開始し、中止し又は廃止したときの基本料金の日割計算の方法については、次の表に掲げる区分に応じ、基本料金に使用日数を1か月相当日数で除して得た数を乗じる方法により行う。

区 分	使用日数	1か月相当日数
水道の使用を開始した日（以下「開始日」という。）が、最初の隔月定例日の翌日の属する月の前月の応	開始日の翌日から最初の隔月定例日までの日数	最初の隔月定例日の翌日の属する月の前月の応当日から当該隔月定例日までの日数

当日の前日から当該隔月定例日の前日までの場合		
開始日が、最初の隔月定例日の翌日の属する月の前々月の応当日の前日から当該隔月定例日の翌日の属する月の前月の応当日の前々日までの場合	開始日の翌日から最初の隔月定例日の翌日の属する月の前月の応当日の前日までの日数	最初の隔月定例日の翌日の属する月の前々月の応当日から当該隔月定例日の翌日の属する月の前月の応当日の前日までの日数
水道の使用を中止又は廃止した日（以下「中止日」という。）が、最後の隔月定例日の翌日から当該隔月定例日の翌日の属する月の翌月の応当日の前日までの場合	最後の隔月定例日の翌日から中止日までの日数	最後の隔月定例日の翌日から当該隔月定例日の翌日の属する月の翌月の応当日の前日までの日数
中止日が、最後の隔月定例日の翌日の属する月の翌月の応当日から当該隔月定例日の翌日の属する月の翌々月の応当日の前日までの場合	最後の隔月定例日の翌日の属する月の翌月の応当日から中止日までの日数	最後の隔月定例日の翌日の属する月の翌月の応当日から当該隔月定例日の翌日の属する月の翌々月の応当日の前日までの日数
中止日が、開始日の翌日から開始日の翌日の属する月の翌月の応当日の前日までの期間内にあるもので、当該期間内に隔月定例日がない場合	開始日の翌日から中止日までの日数	開始日の翌日の属する月の翌月の応当日の前日までの日数
中止日が、開始日の翌日の属する月の翌月の応当日から開始日の翌日の属する月の翌々月の応当日の前日までの期間内にあるもので、当該期間内に隔月定例日がない場合	開始日の翌日の属する月の翌月の応当日から中止日までの日数	開始日の翌日の属する月の翌月の応当日から開始日の翌日の属する月の翌々月の応当日の前日までの日数
開始日と中止日が同じ場合	1日	開始日の翌日の属する月の前月の応当日から中止日までの日数

第29条の3の表中

納入期限		を
納付制による場合	口座振替の方法による場合	

納入期限		に、
検針月の27日 検針月の翌月7日 検針月の翌月17日	検針月の18日 検針月の28日 検針月の翌月8日	を
検針月の27日 検針月の翌月7日 検針月の翌月17日		に

改める。

第31条の2第1項第1号中「基本料金相当額」を「1か月につき使用水量10立方メートルの料金相当額（1か月の使用水量が10立方メートルに満たない場合は、その使用水量に係る料金相当額。以下同じ。）」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「基本料金相当額」を「1か月につき使用水量10立方メートルの料金相当額」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

~~~~~

#### 広島市水道局規程第2号

平成22年3月30日

広島市水道局互助会設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 飛 原 秀 登

#### 広島市水道局互助会設置規程の一部を改正する規程

広島市水道局互助会設置規程（昭和59年広島市水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「1,000分の4」を「1,000分の2.5」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

~~~~~

広島市水道局規程第3号

平成22年3月30日

広島市水道局職員の給与等の支払に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 飛 原 秀 登

広島市水道局職員の給与等の支払に関する規程の一部を改正する規程

広島市水道局職員の給与等の支払に関する規程（昭和35年広島市水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第4号を次のように改める。

(4) その他社会保険料

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

~~~~~

#### 広島市水道局規程第4号

平成22年3月30日

広島市水道局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 飛 原 秀 登

#### 広島市水道局職員の初任給、昇格、昇給等の

#### 基準に関する規程の一部を改正する規程

広島市水道局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和32年広島市水道局規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第4の備考中「2号給」を「8号給」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

~~~~~

広島市水道局規程第5号

平成22年3月31日

広島市水道局就業規則等の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 飛 原 秀 登

広島市水道局就業規則等の一部を改正する規

程

（広島市水道局就業規則の一部改正）

第1条 広島市水道局就業規則（昭和28年広島市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（年休の計画的付与）

第15条の2 前条に定めるもののほか、計画的に付与する年休に関し、必要な事項については別に定める。

2 前項の規定により計画的に付与する年休については、別に定めるところにより時期を定めて取得させるものとする。

第36条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第36条第2項第1号中「処分」の右に「その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分（次項において「懲戒免職等処分」という。）」を加え、同項第3号を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認

められる者又は基礎在職期間（職員の退職手当に関する条例（昭和28年広島市条例第62号）第6条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者に係る退職手当については、支払われる前にあつてはその全部又は一部を支給しないこととし、支払われた後にあつては当該退職手当の額の全部若しくは一部を返納させ、又は当該退職手当の額の全部若しくは一部に相当する額を納付させることができる。

別表第3中第17項を削り、第23項を同表第24項とし、第18項から第22項までを1項ずつ繰り下げ、第16項の次に次の2項を加える。

17 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項若しくは第3項に掲げる疾病に係る予防接種を受けるその子の世話をを行うことをいう。）を行う場合	1年度においてその子1人につき5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間
18 第21条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をを行う場合	1年度においてその者1人につき5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間

別表第3の備考1中「21の項」を「22の項」に改める。

（広島市水道局就業規則の一部を改正する規程の一部改正）

第2条 広島市水道局就業規則の一部を改正する規程（平成17年広島市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の広島市水道局就業規則第36条の規定は、この規程の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

~~~~~

#### 広島市水道局規程第6号

平成22年10月29日

広島市水道局検査事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 飛 原 秀 登

#### 広島市水道局検査事務規程の一部を改正する

#### 規程

広島市水道局検査事務規程（昭和44年広島市水道局規程第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「買入れ」を「購入」に改める。

「第3章 物品の買入れその他の契約に係る検査」を「第3章 物品の購入その他の契約に係る検査」に改める。

第18条第1項中「又は修理」を削る。

第19条の見出し中「設置」を「指定」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 物品検査員は、担当課長（前条第2項のたな卸資産として物品を購入する財務課長を含む。以下同じ。）が、所属職員の中からあらかじめ指定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、担当課長は、物品の購入の契約ごとに物品検査員を指定することが適当であるとして管理者が定める場合は、その都度、所属職員の中から物品検査員を指定するものとする。

第19条の次に次の1条を加える。

（検査の委任）

第19条の2 担当課長は、所属職員の中から検査員を指定することによつては検査を行うことが困難であり、又は適当でないとして管理者が定める場合は、検査について他の課長に委任することができる。

2 前項の場合において、検査を行うべき職員の指定については、前条の規定を準用する。

第20条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第21条第1項中「買入れその他」を「購入」に改める。

第22条第1項中「財務課長」を「受任課長（第19条の2第1項の規定により検査の委任を受けた課長をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「財務課長」を「担当課長及び受任課長」に改める。

第24条を次のように改める。

（検査の方法）

第24条 物品検査員は、検査を行うに当たつては、自ら、第21条第1項の規定により交付された契約書、仕様書その他の関係書類に定める契約内容を突き合わせる方法により、厳正に行わなければならない。ただし、この方法により難いと認められる場合は、管理者が定めるところによる。

第25条を削る。

第3章第3節を次のように改める。

第3節 検査の完了

（検査調書の作成）

第25条 物品検査員は、検査を行つた後、遅滞なく、所定の検査調書を作成し、担当課長又は受任課長に提出しなければならない。

2 受任課長は、前項の規定により提出を受けた検査調書を担当課長に提出するものとする。

（その他の契約に係る検査）

第26条 その他の契約に係る検査については、物品の購入の検査の例による。

第4章中第30条を第27条とする。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。